

農水商工委員長報告

令和元年9月定例会

農水商工委員長報告をいたします。

農水商工委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「令和元年度島根県一般会計補正予算（第2号）」など予算案3件、「島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例」の条例案1件、「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」など一般事件案2件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第115号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」の一般事件案1件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった第115号議案については、広域的な事業や防災に資する建設事業費については、市町村に対して県から一方的に負担を求めるのではなく、県として本当に市町村に負担を求めるべきものなのかを十分に議論し、方針・方向性を明確にしたうえで市町村に説明するとともに、市町村負担が軽くなるような認識をもって対応すべきとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第87号議案「令和元年度島根県一般会計補正予算（第2号）」では、委員から、「先端技術を活用した「島根和牛」緊急改良事業」については、令和4年10月に開催される第12回全国和牛能力共進会に向け、この事業によりもたらされる効果について質問があり、執行部からは、当事業を活用して、同共進会に出品する候補牛を産むことができる若く優秀な雌牛を見つけ出すことができるとの回答がありました。また、「“美肌”観光推進事業」については、委員から、今後事業を進めるうえで、美肌観光からすそ野が広がっていくような事業の展開を意識してほしいとの意見がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

農林水産部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「隠岐地域水産物の島内流通検討会について」では、委員から、以前からの課題であったことだが、この度検討会が設置されることとなった理由等について質問があり、執行部からは、これまでなかった漁業、流通及び地元行政関係者が集まって認識を共有し、水産物の島内流通の検討を行う場を県として立ち上げたものであり、課題解決に向け、観光振興も含め具体的な取り組みにつなげていきたいとの回答がありました。また、別の委員からは、課題解決のためには目指す方向やターゲットを決めて検討を進めていくことが必要であり、県がしっかり取り組んでほしいとの意見がありました。

以上、農水商工委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。